

令和5年度（第65期）

# 医信の現況

2024 Disclosure



城崎温泉（豊岡市）



竹田城跡（朝来市）



尼崎髭の渡しコスモス園  
（尼崎市）



姫路城（姫路市）



メリケンパーク（神戸市）



阪神甲子園球場（西宮市）



明石海峡大橋



うずの丘 大鳴門橋記念館  
（南あわじ市）



医師・歯科医師・薬剤師専門の金融機関

兵庫県医療信用組合

# 目 次

ごあいさつ	1
経営理念・経営方針	2
医師信用組合の連携	2
総代会	3
地区別総代一覧	4
組織・役員	5
組合員	6
営業地域・店舗・職員	6
令和5年度の経営環境・事業概況	7
主要な経営指標の推移	7
法令等遵守体制について	8
リスク管理体制について	8
報酬体系について	9
中小企業の経営の改善及び	
地域の活性化のための取組状況	10
経営者保証に関するガイドラインへの対応	10
お客さま本位の業務運営に関する基本方針	11
苦情処理措置及び紛争解決措置の概要	11
業務内容のご紹介	12
貸借対照表	14
損益計算書	17
剰余金処分計算書	18
財務諸表の適正性及び内部監査の有効性	18
会計監査人の監査	18
経営指標	19
貸出金等の分類	23
自己資本の充実の状況等について	24
兵庫県医療信用組合のあゆみ	30
索引	31

## ごあいさつ

組合員のみなさまには、平素より格別のご愛顧を賜りまして厚く御礼申し上げます。

このたび、当組合の令和5年度（第65期）の決算状況をまとめましたので、ご理解を深めていただく資料として、ご高覧賜われればと存じます。

当組合は昭和35年3月、兵庫県医師会、兵庫県歯科医師会、兵庫県薬剤師会を母体として設立された業域信用組合でございます。協同組織金融機関として、相互扶助の理念を念頭におき、医療関係に従事する組合員のみなさまの経済的地位の向上と医療業界の発展を図ることを事業の基本方針としております。

令和5年度、我が国の経済は、コロナ禍の3年間を乗り越え、30年振りとなる高水準の賃上げや企業の高い投資意欲など、デフレから脱却し、経済の新たなステージに移行する千載一遇の機会を得ました。一方、潜在成長率が0%台の低い水準で推移する中、賃金上昇は輸入価格の上昇を起点とする物価上昇に追い付いておらず、個人消費や設備投資の回復を着実なものにしていかねば、再びデフレに戻るリスク等が依然として残っております。

当組合の経営に大きな影響を与える金融資本市場では、日銀は3月の金融政策決定会合でマイナス金利を解除し、政策金利の誘導目標を0~0.1%程度に引き上げることを決定しました。引続き、2%の「物価安定の目標」のもとで、その持続的・安定的な実現という観点から、短期金利の操作を主たる政策手段として、経済・物価・金融情勢に応じて適切に金融政策を運営する旨、方針を示しています。また、併せて日銀は、現時点の経済・物価見通しを前提にすれば、当面、緩和的な金融環境を継続する考えも示しています。

このような状況のもと当組合の業績は、預金積金は期末残高で1,608百万円増加し82,975百万円（前期比+1.97%）となりました。また、力を入れてまいりました貸出金は「三師会ならびに郡市区医師会との連携強化」、「情報ルートの拡充」、「組合員の裾野取引拡大」等の取り組みにより、期末残高で4,818百万円増加し、33,151百万円（前期比+17.00%）となりました。

収益面では、低金利政策に加え、他の金融機関との競合など厳しい環境が継続しておりますが、貸出金の増加や徹底した経費の削減・業務の見直しを行った結果、経常利益180百万円（前期比+12百万円）、当期純利益120百万円（前期比+9百万円）となりました。引き続き貸出金の増強に注力するとともに、資金運用においてはリスク管理を徹底しつつ、安定的な収益確保に努めて参ります。

なお、経営の健全性の指標となる自己資本比率は11.99%（前期比▲0.50ポイント）と国内基準4.00%を大きく上回っております。

第66期も経営の健全性と安定性を維持しつつ、「相互扶助」の理念に基づき組合員のみなさまのご期待、ご信頼にお応えできますよう役職員一同努力を重ねて参りたいと存じます。

みなさまには、今後とも一層ご支援を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

令和6年7月

理事長 本庄 昭

# 経営理念・経営方針

## □経営理念

当組合は、兵庫県医師会、兵庫県歯科医師会、兵庫県薬剤師会を設立母体とする協同組織金融機関として相互扶助の理念を念頭におき、堅実経営に努めるとともに業域信用組合としての特性を活かし、きめ細かなサービスの提供を通じ、医療関係に従事する組合員の経済的地位の向上と医療業界の発展を図ることを目的とする。

## □経営方針

1. 業域の信用組合として信頼され、組合員のみなさまとともに歩む専門金融機関を目指す。
2. 安定的に収益を確保し、経営基盤の強化と自己資本の充実を図る。
3. 信用組合の社会的責任を強く認識し、法令等を遵守する。
4. 経営に関わる様々なリスクを把握し、体制の整備に努める。
5. 金融環境の変化に対応し、職員にとって働きがいのある職場を創造する。

# 医師信用組合の連携

全国の143信用組合（令和6年3月31日現在）のうち、業域信用組合は27組合です。

業域信用組合とは、各都道府県ごとに事務所を有する同業者を組合員として組織されたものです。様々な業種のもがありますが、その中で医師信用組合は全国に19組合あり、「全国医師信用組合連絡協議会」を組織し、毎年1回「総会」を開催して、各組合相互間の連絡およびその他重要な問題を協議しております。

また、定例の総会時および中間時点において常勤役職員による事務会議も開催致しております。

全国医師信用組合一覧（令和6年3月31日現在） ※設立順記載

（単位：百万円・人）

組合名	設立年月日	預金残高	貸金残高	常勤役員数	組合名	設立年月日	預金残高	貸金残高	常勤役員数
神奈川県	昭25. 2. 27	141,097	70,674	41	和歌山県	昭39. 4. 10	33,591	7,256	12
大阪府	27. 12. 22	89,660	54,181	33	石川県	39. 7. 9	41,792	7,886	10
福岡県	29. 8. 23	78,730	20,686	15	富山県	40. 7. 1	38,899	7,547	7
鹿児島県	34. 6. 30	41,537	9,415	10	岐阜県	41. 1. 31	43,708	3,948	9
熊本県	34. 12. 20	23,498	4,129	6	福井県	42. 3. 28	21,105	2,665	6
<b>兵庫県</b>	<b>35. 3. 19</b>	<b>82,975</b>	<b>33,151</b>	<b>40</b>	静岡県	43. 7. 22	67,296	21,606	14
佐賀県	35. 4. 26	37,406	5,281	13	岩手県	46. 4. 24	38,334	11,644	9
愛知県	38. 4. 6	88,156	24,208	24	群馬県	46. 11. 30	22,596	4,709	5
埼玉県	38. 6. 6	69,889	15,396	12	山形県	48. 5. 10	14,369	3,819	4
長崎県	38. 11. 8	51,208	5,718	10					

# 総代会

## 1. 総代会の仕組み

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に、金融活動を通じて組合員の経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織の金融機関です。信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権および選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合では、組合員が5,255名（令和6年3月末）と多く、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法および定款の定めるところにより「総代会」を設置しています。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続により選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。また、総代会は当組合の最高意思決定機関であり、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行われます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合の経営に反映させる重要な役割を担っています。

## 2. 総代の選出方法、任期、定数

### (1) 総代の選出方法

総代は「定款」および「総代選挙規約」の定めるところにより、兵庫県内の13の選挙区に総代定数を定め各選挙区ごとに公平に選挙を行い選出されます。

### (2) 総代の任期、定数

総代の任期は3年であり、また総代の定数は100人以上110人以内となっています。地区別の定数は、地区の組合員数と総組合員数の按分比により算出しています。

### (3) 令和5年3月に総代選挙を実施し、110名の総代が選出されました。

## 3. 総代会の議事内容

令和6年6月20日開催の第65期通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案通り承認可決されました。

### (1) 決議事項

- 第1号議案 第65期（令和5年度）事業報告、計算書類等及び剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 第66期（令和6年度）事業計画及び収支予算案承認の件
- 第3号議案 理事の任期満了に伴う選任の件
- 第4号議案 監事の任期満了に伴う選任の件
- 第5号議案 所在不明組合員除名の件
- 第6号議案 組合員除名処分の件
- 第7号議案 退職役員に対する退職慰労金贈呈の件

# 地区別総代一覧

(令和6年6月20日現在)

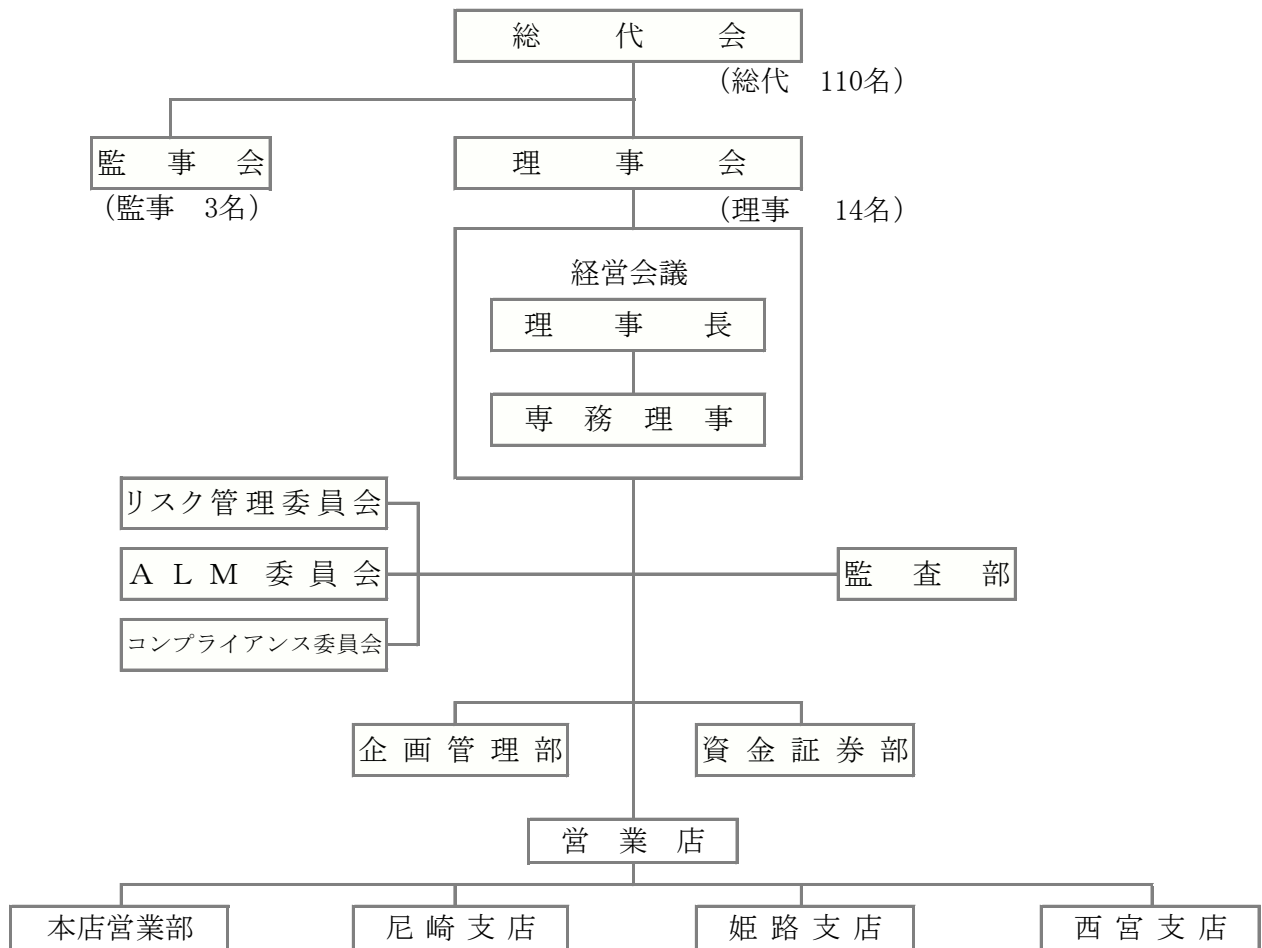
地区名	総代氏名 (敬称略)
尼崎 総代定数 17名 総代数 17名	(尼崎市) 高原 周治◆ 武田 俊彦◆ 白川 博史◆ 武居 勝信◆ 黒田 佳治◆ 橋本 創◆ 村瀬 徹哉◆ 鈴木 克司◆ 明石 恭治◆ 東 文造◆ 児玉 岳③ 朝田 真司③ 八田 昌樹③ 新藤 高士③ 杉原加寿子② 森 茂樹② 中川 勝①
北摂 総代定数 5名 総代数 5名	(川西市) 藤末 洋① (宝塚市) 栗田 義博① 合田 潔① (伊丹市) 小澤 孝好◆ 大森 英夫②
南摂 総代定数 17名 総代数 17名	(西宮市) 竹政順三郎◆ 菊池 英彰◆ 濱岡 佳明◆ 柴田 始宏◆ 井上 晃一◆ 藤堂 勝巳◆ 池田 清◆ 西本 洋二◆ 児嶋 茂男◆ 伊賀 俊行◆ 大江与喜子◆ 勝部 芳樹◆ 三浦 一樹② 北垣 幸央① 福井 威志① (芦屋市) 高 義雄② 河盛 重造①
神戸東 総代定数 15名 総代数 15名	(東灘区) 西尾 輝光◆ 長坂 肇③ 深山 鉄平② 是則 清一① 堀本 仁士① (灘区) 本庄 昭◆ 大林 良和③ 片山 啓③ 岡田 司郎① (中央区) 置塩 隆◆ 岡田 実◆ 米田 豊◆ 山根 光量③ 小川 達司③ 山中 義夫②
神戸西 総代定数 18名 総代数 18名	(兵庫区) 由井 雄一◆ 水谷 肇① 齊藤 清治① (北区) 高原 哲夫◆ 入江正一郎② (長田区) 大西 則男◆ 久次米健市◆ 上月 清司◆ 岡田 泰長② (須磨区) 長谷川 修◆ 村上 眞◆ 村上 啓治② 小野 一広① (垂水区) 藤原 克昌◆ 中村 治正② (西区) 常深隼太郎◆ 荒木 邦公② 増井 裕嗣②
東播 総代定数 6名 総代数 6名	(明石市) 伊賀 文計◆ 橋本 彰則① 鈴木光太郎① (高砂市) 山名 克典◆ (加古川市) 枝川 潤一① (加古郡) 河合 勝◆
北播 総代定数 2名 総代数 2名	(三木市) 神澤 正三◆ 黒田 昭③
西播 総代定数 4名 総代数 4名	(たつの市) 井上 喜通② (相生市) 西川 梅雄② (赤穂郡) 大岩 敏彦② (神崎郡) 藤川 泰博②
姫路 総代定数 13名 総代数 13名	(姫路市) 大田 研治◆ 高木明一郎◆ 井野 隆弘◆ 泉 昭◆ 石川 誠◆ 倉橋 正孝◆ 空地 頭一◆ 山本 一郎③ 北村 嘉章② 岡田 究② 藤戸 和孝② 松本眞一郎② 清水 一太①
淡路 総代定数 1名 総代数 1名	(淡路市) 栗田 哲司◆
丹波・但馬 総代定数 1名 総代数 1名	(三田市) 坂東 義清◆
兵庫県歯科医師会 総代定数 9名 総代数 9名	(全県区) 黒木 信博◆ 楠本 浩正◆ 清瀬 隆司◆ 濱田伸二郎③ 中道 雄司③ 藤木 薫③ 田中 博雄③ 中川 豪晴③ 田口 雅史②
兵庫県薬剤師会 総代定数 2名 総代数 2名	(全県区) 東 和夫◆ 田中 京子◆

(注1) 総代の任期は、3年(令和5年4月25日～令和8年4月24日)です。

(注2) 氏名の後に就任回数を記載しております。

(注3) 就任回数が3回を超えている場合は◆で示しております。

## 組織・役員



役 職	氏 名	地 区
理 事 長	本 庄 昭	灘 区
専 務 理 事	森 本 剛	中央区
理 事	坂 東 義 清	三田市
〃	由 井 雄 一	兵庫区
〃	岡 田 泰 長	長田区
〃	笠 井 秀 一	中央区
〃	高 原 周 治	尼崎市
〃	吉 村 史 郎	伊丹市
〃	井 上 喜 通	たつの市
〃	高 義 雄	芦屋市
〃	伊 賀 文 計	明石市
〃	藤 井 芳 夫	垂水区
〃	大 江 与 喜 子	西宮市
〃	楠 本 浩 正	北区
監 事	藤 戸 和 孝	姫路市
〃	高 見 佳 生	西宮市
〃	大 迫 健 一	垂水区

(令和6年6月20日現在)

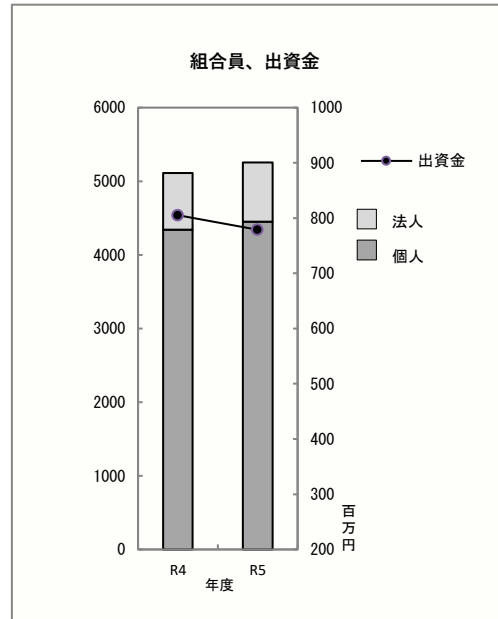
尚、当組合はRSM清和監査法人と業務委託契約を締結しております。



# 組 合 員

## 組合員数、出資金の推移

区 分	令和4年度末	令和5年度末
個 人	4,342	4,453
法 人	771	802
計 (人)	5,113	5,255
普通出資金(千円)	805,186	778,857



# 営業地域・店舗・職員

## 営業地域

区 分	地 区	地 区 名
1	尼 崎 地 区	尼崎市
2	北 摂 地 区	川西市 宝塚市 川辺郡 伊丹市
3	南 摂 地 区	西宮市 芦屋市
4	神 戸 東 地 区	東灘区 灘区 中央区
5	神 戸 西 地 区	兵庫区 北区 長田区 須磨区 垂水区 西区
6	東 播 地 区	明石市 高砂市 加古川市 加古郡
7	北 播 地 区	西脇市 三木市 小野市 多可郡 加東市 加西市
8	西 播 地 区	たつの市 相生市 赤穂市 赤穂郡 揖保郡 神崎郡 宍粟市 佐用郡
9	姫 路 地 区	姫路市
10	淡 路 地 区	洲本市 淡路市 南あわじ市
11	丹 波 地 区	豊岡市 美方郡 養父市 朝来市 丹波篠山市 三田市 丹波市

## 店 舗

店 名	〒	住 所	T E L	F A X	店舗内ATM
本 店	651-0086	神戸市中央区磯上通3-2-17	(078)241-6050	(078)241-6051	—
本店営業部	651-0086	神戸市中央区磯上通3-2-17	(078)241-5201	(078)241-5210	1台
尼崎支店	661-0012	尼崎市南塚口町4-4-8 ハーティ21内	(06)6426-6288	(06)6428-2777	—
姫路支店	670-0061	姫路市西今宿1-3-34 姫路市医師会館南館内	(079)257-0177	(079)257-0178	—
西宮支店	662-0911	西宮市池田町13-2 西宮医療会館内	(0798)36-1010	(0798)33-1484	—

(令和6年6月30日現在)

## 職 員

区 分	令和4年3月末	令和5年3月末	令和6年3月末
常 勤 役 職 員 数	46人	41人	40人
(うち職員数)	(45人)	(39人)	(38人)
(うち男子職員数)	(19人)	(18人)	(18人)
(うち女子職員数)	(26人)	(21人)	(20人)



# 令和5年度の経営環境・事業概況

## 経営環境

令和5年度、我が国の経済は、コロナ禍の3年間を乗り越え、30年振りとなる高水準の賃上げや企業の高い投資意欲など、デフレから脱却し、経済の新たなステージに移行する千載一遇の機会を得ました。一方、潜在成長率が0%台の低い水準で推移する中、賃金上昇は輸入価格の上昇を起点とする物価上昇に追いついておらず、個人消費や設備投資の回復を着実なものにしていかなければ、再びデフレに戻るリスク等が依然として残っております。

当組合の経営に大きな影響を与える金融資本市場では、日銀は3月の金融政策決定会合でマイナス金利を解除し、政策金利の誘導目標を0~0.1%程度に引き上げることを決定しました。引続き、2%の「物価安定の目標」のもとで、その持続的・安定的な実現という観点から、短期金利の操作を主たる政策手段として、経済・物価・金融情勢に応じて適切に金融政策を運営する旨、方針を示しています。また、併せて日銀は、現時点の経済・物価見通しを前提にすれば、当面、緩和的な金融環境を継続する考えも示しています。

## 資金調達

預金・積金の期末残高は1,608百万円増加し82,975百万円（前期比 +1.97%）となりました。

## 資金運用

貸出金は「三師会ならびに郡市区医師会との連携強化」、「情報ルートの拡充」、「組合員の裾野取引拡大」等の取り組みにより、期末残高で4,818百万円増加し、33,151百万円（前期比 +17.00%）となりました。

有価証券は市場リスク等を勘案し、安全性と収益性のバランスを考慮した運用に努めた結果、期末残高で833百万円減少し、44,737百万円（前期比 ▲1.82%）となりました。

## 損益状況

収益面では貸出金の増加や徹底した経費の削減・業務の見直しを行った結果、経常利益180百万円（前期比 +12百万円）、当期純利益120百万円（前期比 +9百万円）となりました。

## 経営課題

令和6年度も、他金融機関との競合が激化する中、厳しい経営・収益環境が続くことが予想されますが、「貸出金の増強」を最重要課題と捉え、その着実な達成に向けて融資先数の増加に注力した「貸出顧客基盤の強化」に取り組んでまいります。

経営母体である三師会（兵庫県医師会、兵庫県歯科医師会、兵庫県薬剤師会）との連携のもとお金のことならまずご相談いただける医療系専門の「かかりつけBANK」を目指し、組合員のみなさまが安心してお取引いただける組合を目指してまいります。

# 主要な経営指標の推移

（単位：百万円）

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経 常 収 益	755	791	687	722	784
経 常 利 益	124	88	120	168	180
当 期 純 利 益	73	63	86	111	120
預 金 積 金 残 高	69,339	73,331	82,118	81,366	82,975
貸 出 金 残 高	16,786	21,831	24,352	28,332	33,151
有 価 証 券 残 高	44,548	47,619	47,017	45,570	44,737
総 資 産 額	80,020	84,960	94,655	89,680	92,291
純 資 産 額	7,563	7,389	7,076	6,050	5,640
自己資本比率(単体)	15.03 %	13.69 %	12.68 %	12.49 %	11.99 %
出 資 総 額	868,804 千円	850,257 千円	823,346 千円	805,186 千円	778,857 千円
出 資 総 口 数	868,804 口	850,257 口	823,346 口	805,186 口	806,513 口
出資に対する配当金	26,296 千円	25,775 千円	8,380 千円	8,176 千円	7,931 千円
職 員 数	53 人	46 人	45 人	39 人	38 人

（注）残高計数は期末日現在のものです。

金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。（以下の各表における金額についても同様であります）

## 法令等遵守体制について

当組合では、コンプライアンスを経営の根幹をなす重要な課題として位置づけ、コンプライアンス室が統括部署となり具体的な実践計画としてのコンプライアンス・プログラムを策定、役職員に徹底し、組合全体としてコンプライアンスの実践に努めております。その進捗状況については定期的に理事会にも報告、経営陣が率先垂範して取り組んでおります。

### 当組合のコンプライアンス基本方針

1. 当組合は、金融機関としての社会的責任と公共的使命を十分認識し、健全な業務運営を通じて、お客さま及び社会からの信頼・信用を確保する。
2. 当組合は、法令、諸規則、社内諸規程の遵守を通じて、社会的規範を逸脱することなく、誠実かつ公正に業務を遂行して、コンプライアンスの実践を図る。
3. 当組合は、当組合の事業等の情報を適時かつ適切に開示して、広く社会とのコミュニケーションを図る。
4. 当組合は、役職員の人格、個性を尊重するとともに、安全かつ快適な環境を確保する。
5. 当組合は、社会の構成員であること及び地域社会の発展や公共の利益に深く関わる業務に携わっていることを認識し、「良き企業市民」として、自主的かつ積極的に社会貢献活動及び環境問題に取り組む。
6. 当組合は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決する。

### マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針

当組合は、マネロン・テロ資金供与及び拡散金融を防止するため、マネロン・テロ資金供与対策を経営上の重要な課題として位置付け、「犯罪収益移転防止法」ならびに「金融庁マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等の関連法令等を遵守し、経営陣の主導的な関与の下、次の各号の取組みを行ってまいります。

- (1) 当組合は、自らが提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域や顧客属性等に応じたマネロン等リスクを特定、評価、類型化したうえで、当該リスクについて、当組合のリスク許容度の範囲内に実効的に低減するための措置（リスクベース・アプローチ）を講じてまいります。
- (2) 当組合は、マネロン・テロ資金供与対策を適切に実施するために、組合内横断的なリスク管理態勢を構築してまいります。
- (3) 当組合は、マネロン・テロ資金供与および拡散金融対策の実効性を確保するため、当組合の業務分野、営業地域及びマネロン・テロ資金供与に関する動向等を評価し、これを踏まえて、方針（基本方針・ポリシー等のマネロン対策に関する方針）・手続（マネロン対策に関する基本規程及び関連諸規程・要領・手順書等）・計画（マネロン対策を実現させるための実践計画・プログラム）等を整備してまいります。

なお、金融当局ならびに兵庫県警察の指導により、当組合では、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融のリスクが高いと判断される一部の取引およびお客様につきましては、通常よりも厳重な取引時確認の実施やお客様情報の提供をお願いさせて頂くとともに、そのご回答の内容、状況に応じまして、当該お取引に制限をさせて頂くことがございます。

お客様には、一部ご不便をお掛けすることが予想されますが、何卒趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## リスク管理体制について

当組合では、経営の健全性維持向上の観点より、リスク管理を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、各種リスク管理規程に則ってそのリスクの把握とコントロールを適切に行い、当組合の規模・特性に応じたリスク管理体制の強化に努めています。

当組合のリスク管理体制は下記の通りです。

理 事 会	リスク管理態勢の構築、その他重要事項の審議、議決。リスク管理にかかる各種報告の聴取。
経 営 会 議	経営に関する重要事項の審議、業務執行の統制と円滑化を図る。
リスク管理委員会	統合的リスク管理の統括部署。各リスク所管部と連携し、組合全体のリスク管理に関する事項を一元的に管理・統括し、態勢整備、充実強化にあたる。
A L M 委 員 会	当組合の資産・負債を総合管理し、各業務部門を牽制することにより、運用戦略等の策定・実行の適切性を確保する。
企 画 管 理 部	リスク管理委員会事務局、市場リスク、信用リスク、流動性リスク、風評リスク管理、法務リスク、オペレーショナルリスク、事務リスク、システムリスク管理
監 査 部	リスク管理態勢にかかる内部監査の実施。

また各種リスク管理の概要については、23頁以降にも一部掲載しております。

## 報酬体系について

### 1. 対象役員

当組合では、理事全員及び監事全員（非常勤を含む）の報酬体系を開示しております。役員に対する報酬は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

#### (1) 報酬体系の概要

##### ① 基本報酬

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては、役位に応じて当組合の理事会で決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

##### ② 退職慰労金

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払に関して、主として次の事項を規程で定めております。

##### a. 算出方法、b. 支払時期

#### (2) 令和5年度における役員に対する報酬

(単位：千円)

区 分	当期中の報酬支払額	総代会で定められた報酬限度額
理 事	52,476	75,000
監 事	4,992	10,000
合 計	57,468	85,000

注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

注2. 支払人数は理事15名、監事3名です。

#### (3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であつて、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

### 2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の職員で対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和5年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退職した者も含めております。

注2. 「同等額」とは、令和5年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

注3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れて自社の利益を上げることや株価を上げることによって動機付けされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

# 中小企業の経営の改善及び 地域の活性化のための取組状況

## 1. 中小企業の経営支援に対する取組方針

- (1) 当組合は、中小企業金融円滑化法の期限到来後も、お客さま一人ひとりの顔が見える対話を一番大切に、最も身近な頼れる相談相手として、お客さまの悩みを一緒に考え、これまで以上に適切な提案を行えるよう取組めます。

## 2. 中小企業の経営支援に関する態勢整備

- (1) お客さまからの貸付条件の変更等に関するお申込み・ご相談については、当組合の本店、各営業店に「ご返済等に関するご相談受付窓口」を設けております。
- (2) 当組合は、お客さまからの貸付条件の変更等に関するお申込み・ご相談に対し、迅速かつ誠実な対応に努めるとともに、お客さまとのこれまでの取引関係やお客さまの理解、経験、資産の状況等に応じた適切かつ丁寧な説明に努めてまいります。また、お客さまのライフサイクルにあわせた各種金融サービス情報の提供に努めてまいります。
- (3) 当組合は、お客さまの実態を十分に踏まえ、迅速な対応に向け、貸付条件の変更等に関する情報を集約し、貸付条件の変更等の適否を審査すると共に、その内容を記録、保存いたします。
- (4) 当組合は、貸付条件の変更等を行ったのち経営改善努力を行っているお客さまに対して、継続的なモニタリングを通し、経営相談や経営指導および経営改善支援に努めてまいります。

## 3. 中小企業の経営支援に関する取組状況

- (1) 当組合は、お客さまから貸付けに係るお申込みやご相談について、医療系専門の金融機関としての特性を活かし、兵庫県下の医師会・歯科医師会・薬剤師会の医師等からの指導、アドバイスなども参考にしつつ、融資案件の組み立てや採り上げ判断等を行っております。  
また顧問税理士法人、顧問弁護士などの外部専門家と連携し、「創業支援」「事業計画作成支援」「事業承継」等のお客さまのライフプランに応じた経営支援を行っております。
- (2) 当組合は、他の金融機関から借入を行っているお客さまから、貸付条件の変更等についてお申込み・ご相談があった場合には、お客さまの申入れに基づき、情報共有の同意をいただいた上で守秘義務に留意しつつ、該当する他の金融機関、政府関係金融機関、信用保証協会、住宅金融支援機構、事業再生ADR解決事業者、地域経済活性化支援機構等との間で、相互に貸付条件の変更等に係る情報の確認を行うなど、緊密に連携し、対応に努めてまいります。

## 4. 地域活性化に関する取組状況

- (1) 当組合は、医療に従事される皆様への金融サービスの提供を通じて、医療施設や医療設備の整備・拡充など、地域医療や介護福祉事業の発展に寄与し、地域住民が安心して暮らせる環境作りに貢献してまいります。
  - ①新規開業をご検討されているお客さま
    - ・新たに開業されるお客さまに対しては、無担保で5,000万円までお借入が可能な「新規開業ローン（無担保型）」もご用意しております。
  - ②事業継承をご検討されているお客さま
    - ・後継者への事業継承をご検討されているお客さまに、「事業継承ローン」をご用意しております。また、後継者がいらっしゃらないお客さまの事業継承ニーズにお応えするため、お客さまの同意のもと、医師会等と連携し、ビジネス・マッチングも実施しております。
  - ③福祉・介護事業への進出をご検討されているお客さま
    - ・医療に従事されているお客さまが、新たに介護・福祉事業への展開をご検討されている場合、最大3億円までお借入が可能な「介護・福祉事業ローン」もご用意しております。

## 経営者保証に関するガイドラインへの対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入や保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しております。経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。なお、「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針は当組合ホームページ「<https://www.hyoishin.co.jp/>」に記載しております。

令和5年度に「新規に無保証で融資した件数」は114件、「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合」は68.67%、「保証契約を解除した件数」は1件、「経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数」については、取扱いはありませんでした。



# お客さま本位の業務運営に関する基本方針

当組合は、相互扶助の理念を念頭におき、医療関係に従事する皆さまの地位の向上と繁栄を図ることを目的に、「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」を策定しております。

この方針を全役職員で共有・実践し、定期的に検証・見直しをすることによって、お客さまとの信頼関係を更に高めてまいります。

## 1. お客さまの最善の利益の追求

お客さまに対し、誠実・公正に業務を行い、お客さま一人ひとりに最適な商品やサービスを提供できるよう努めます。

また、こうした業務運営が組合の文化として定着するよう努めて参ります。

## 2. 利益相反の適切な管理

お客さまとの取引にあたっては、お客さまの利益が不当に害されることがないように、適切に管理いたします。

## 3. 重要な情報の分かりやすい提供

お客さまに提供する商品やサービス、手数料など重要な情報を正しく理解していただくため、パンフレットなどを用いて分かりやすく説明いたします。

## 4. お客さまにふさわしいサービスの提供

お客さまのライフプランやニーズをよく聴き、お客さまにふさわしい金融商品やサービスをご提案いたします。

# 苦情処理措置及び紛争解決措置の概要

## 1. 苦情処理について

ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または企画管理部にお申し出ください。

【兵庫県医療信用組合 企画管理部】078-241-5201

受付日：月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く）

受付時間：9時～17時

なお、苦情等対応手続については、当組合ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <https://www.hyoishin.co.jp/>

## 2. 紛争解決について

東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）

上記仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、当組合企画管理部またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

② 現地調停：東京の弁護士会の幹旋人と東京以外の弁護士会の幹旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。

※ 移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付日：月曜日～金曜日（祝日および金融機関の休業日は除く）

受付時間：9時～17時

電話：03-3567-2456

## 業務内容のご紹介

### 預 金

種 類	預入期間	預入金額	特 色
当 座 預 金	自 由	1 円以上	小切手をご利用いただけ、代金のお支払いや資金の移動にご利用いただけます
普 通 預 金	自 由	1 円以上	ご自由に出し入れができ、家計簿代わりに使えるご預金です
総 合 口 座 ( 普 通 ・ 定 期 )	自 由	1 円以上	受取る・使う・貯める・借りるが1冊の通帳でおこなえます 担保定期の90%、最高270万円までお借入が可能です
決 済 用 預 金 (無利息型普通預金)	自 由	1 円以上	無利息型普通預金として、預金の全額が預金保険によって保護されている預金です
通 知 預 金	7 日以上	1,000円以上	まとまった資金の短期運用に最適です お引出は2日前までにご連絡ください
納 税 準 備 預 金	自 由	1 円以上	納税を目的とする預金です お利息は無税扱いとなります
貯 蓄 預 金	自 由	10万円以上 30万円以上	自由に出し入れができ、自由金利型定期預金に連動した預金です
ス ー パ ー 一 定 期 預 金	1 ヶ月～3 年	100円以上	市場金利の動向等に応じて金利が決定されます お預け入れ時の利率は満期日まで変わりません
自 由 金 利 型 一 定 期 預 金	1 ヶ月～3 年	1,000万円以上	市場金利の動向等に応じて金利が決定される定期預金です お預け入れ時の利率は満期日まで変わりません
ド ク タ ー プ ラ ン	最長5年 (6ヶ月据置)	10万円以上 1,000万円未満	6ヶ月の据置期間経過後はご自由にお引き出しが可能です お利息は6ヶ月ごとの複利で計算します
定 期 積 金	6 ヶ月～5 年	1 回の掛金 100円以上	毎月一定の金額を積み立て頂くご預金で、目的に合わせて期間の設定ができます
ス イ ン グ	6 ヶ月～5 年	1 回の掛金 100円以上	毎月一定の金額を積み立て頂くご預金で、満期時にスーパー定期預金(1年)で自動継続となります

### 融 資

種 類	お 使 い み ち	ご融資限度額	ご返済期間	担保・保証人など
介護・福祉事業ローン	介護・福祉事業に関わる全ての資金にお使い頂けます	3 億円	25年以内	担 保：不動産 保証人：原則1名
医療事業ローン	医療に関わるすべての資金 診療所の移転、増改築、用地購入等にお使い頂けます	1 億円	25年以内	担 保：不動産 保証人：原則1名
医療サポートローン ( 医 師 向 け )	運転資金、設備資金などの医療に関わる事業性資金にお使い頂けます	10百万円	5 年以内	担 保：不要 保証人：不要 (原則)
新規開業ローン	診療所等の開業に関するあらゆる資金にお使い頂けます	(不動産担保型) 1 億円	25年以内	担 保：不動産 保証人：原則1名
		(無担保型) 50百万円	15年以内	担 保：不要 保証人：原則1名
事業継承ローン	診療所等の事業継承に関するあらゆる資金にお使い頂けます	1 億円	25年以内	担 保：不動産 保証人：原則1名
医療機器購入ローン	電子カルテ、レセコン、エコーその他の医療機器の購入資金にお使い頂けます	20百万円	5 年以内	担 保：不要 保証人：原則1名

種類	お 使 い み ち	ご融資限度額	ご返済期間	担保・保証人など
神戸医師協提携 ローン 姫路医師協提携 ローン	医療機器・事務機器・往診車の購入資金、開業・診療所リフォーム資金等の事業性資金にお使い頂けます 自家用車購入資金、自宅リフォーム資金等の消費性資金にお使い頂けます ※神戸医師協同組合又は姫路医師協同組合が関わる物品の販売やサービスに限ります	30百万円	7年以内	担 保：不要 保証人：原則1名
住 宅 ロ ー ン	ご自宅の購入、新築、増改築、自宅建築用地の購入、他行住宅ローンの借換えにお使い頂けます	1億円	35年以内	担 保：不動産 保証人：原則1名
教 育 ロ ー ン	教育に関するあらゆる資金にお使い頂けます（入学金、授業料、下宿資金等）	(不動産担保型) 50百万円	20年以内	担 保：不動産 保証人：原則1名
		(無担保型) 30百万円	15年以内	担 保：不要 保証人：原則1名
		(無担保型 医師向け) 20百万円	15年以内	担 保：不要 保証人：不要（原則）
オ ー ト ロ ー ン	自家用車、往診車、自動二輪車（大型）などの購入にお使い頂けます	20百万円	7年以内	担 保：不要 保証人：原則1名
フ リ ー ロ ー ン （医師向け）	お使いみちはご自由です（事業性資金は除きます）	10百万円	10年以内	担 保：不要 保証人：不要（原則）
フ リ ー ロ ー ン （歯科医師向け）	お使いみちはご自由です（事業性資金は除きます）	5百万円	5年以内	担 保：不要 保証人：不要（原則）
多 目 的 ロ ー ン	自動車、教育資金、リフォーム資金等（見積書等によりお使いみちの確認できるもの）（事業性資金は除きます）	10百万円	10年以内 （自動車関連・教育・リフォーム費用は15年以内）	担 保：不要 保証人：不要（原則）
研 修 医 サ ポ ー ト ロ ー ン	お使いみちはご自由です（事業性資金は除きます）	5百万円	7年以内	担 保：不要 保証人：不要（原則）

## 兵庫県医師会提携融資

種類	お 使 い み ち	ご融資限度額	ご返済期間	担保・保証人など
医療損害賠償 特別融資	医療事故に関わる損害賠償支払資金（供託金等）にお使い頂けます	2億円	6ヶ月以内	担 保：不要 保証人：原則2名
医師会入会 ローン	県、郡、市、区の医師会入会金にお使い頂けます	5百万円	5年以内	担 保：不要 保証人：原則1名

## 他行ATMご利用手数料の無料化について

- ・全国の金融機関、コンビニエンスストア等のATM利用手数料を当組合がご負担します。
- ・一旦お支払いいただいた利用手数料は、利用月の翌月20日（休日の場合は前営業日）にお取引口座にて返戻させていただきます。
- ・無料となる手数料は、他行ATMご利用時の入出金手数料及び時間外手数料です（振込手数料は除きます）。
- ・本サービスのご利用は、当組合の組合員に限らせていただきます。



# 貸借対照表

(単位：千円)

資 産	令和4年度	令和5年度	負債及び純資産	令和4年度	令和5年度
現金	273,449	264,307	預 金 積 金	81,366,686	82,975,317
預 け 金	13,562,953	11,956,382	当 座 預 金	687,263	789,362
有 価 証 券	45,570,459	44,737,045	普 通 預 金	32,775,045	33,359,274
国 債	7,153,700	8,761,190	貯 蓄 預 金	77,915	82,362
地 方 債	—	99,570	通 知 預 金	—	—
社 債	36,136,118	33,524,149	定 期 預 金	43,912,500	44,821,966
株 式	400	400	定 期 積 金	2,459,093	2,529,639
そ の 他 の 証 券	2,280,241	2,351,736	そ の 他 の 預 金	1,454,868	1,392,710
貸 出 金	28,332,784	33,151,293	借 用 金	1,920,000	3,300,000
割 引 手 形	—	—	借 入 金	1,920,000	3,300,000
手 形 貸 付	1,129,519	1,099,869	そ の 他 負 債	170,663	185,586
証 書 貸 付	27,199,203	32,044,540	未 決 済 為 替 借	15,163	34,898
当 座 貸 越	4,061	6,884	未 払 費 用	14,210	15,439
そ の 他 資 産	458,098	493,184	給 付 補 て ん 備 金	1,961	2,726
未 決 済 為 替 貸	1,014	8,083	未 払 法 人 税 等	41,982	48,306
全 信 組 連 出 資 金	265,900	265,900	前 受 収 益	10,339	3,864
前 払 費 用	1,589	1,243	払 戻 未 済 金	19,580	27,656
未 収 収 益	109,572	109,600	職 員 預 り 金	39,970	39,361
そ の 他 の 資 産	80,022	108,356	そ の 他 の 負 債	27,456	13,333
有 形 固 定 資 産	1,055,964	1,084,826	賞 与 引 当 金	11,943	11,653
建 物	512,821	540,029	役 員 賞 与 引 当 金	—	—
土 地	515,082	515,082	退 職 給 付 引 当 金	123,555	130,725
建 設 仮 勘 定	1,100	—	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	37,590	48,420
その他の有形固定資産	26,961	29,714	繰 延 税 金 負 債	—	—
無 形 固 定 資 産	33,631	27,958	債 務 保 証	—	—
ソ フ ト ウ ェ ア	33,210	27,585	負 債 の 部 合 計	83,630,438	86,651,702
その他の無形固定資産	421	372	( 純 資 産 の 部 )		
前 払 年 金 費 用	—	—	出 資 金	805,186	778,857
繰 延 税 金 資 産	419,979	608,273	普 通 出 資 金	805,186	778,857
再評価に係る繰延税金資産	—	—	利 益 剰 余 金	6,245,442	6,356,894
債 務 保 証 見 返	—	—	利 益 準 備 金	931,384	931,384
貸 倒 引 当 金	▲ 26,816	▲ 31,437	そ の 他 利 益 剰 余 金	5,314,058	5,425,510
(うち個別貸倒引当金)	▲ 2,843	▲ 2,841	特 別 積 立 金	5,160,000	5,260,000
			当 期 未 処 分 剰 余 金	154,058	165,510
			組 合 員 勘 定 合 計	7,050,628	7,135,751
			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	▲ 1,000,561	▲ 1,495,618
			純 資 産 の 部 合 計	6,050,067	5,640,133
資産の部合計	89,680,506	92,291,835	負債及び純資産の部合計	89,680,506	92,291,835

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15年～50年  
その他 3年～20年

5. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
6. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(令和2年10月8日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、企画管理部が資産査定を実施しております。
7. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
8. 当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合設立型企業年金基金)に加入しており、当組合の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当組合の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項(令和5年3月31日現在)

年金資産の額	219,079百万円
年金財政計算上の数理債務の額	216,116百万円
差引額	2,962百万円

(2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合  
(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日) 0.155%

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高11,094百万円及び別途積立金14,056百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年の元利均等償却であり、当組合は、当期の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金6百万円を費用処理しております。なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致していません。

9. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
10. 収益の計上方法について  
収益の計上方法について、役員等取等収益は役員提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役員等取等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものがあります。為替業務及びその他の役員等取等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。

11. 重要な会計上の見積り  
会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次の通りです。

貸倒引当金 31百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として6.に記載しております。  
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。  
なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における個別貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

12. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。  
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客さまに対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客さまからの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。  
これらの与信管理は、各営業店のほか企画管理部により行われ、また、定期的に理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、企画管理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。  
市場リスク管理規程、及びALM委員会運営規則において、リスク管理方法や手続等を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用規程に従って行われております。  
企画管理部において、保有している株式にかかる市場環境や取引先の財務状況などのモニタリングを実施しております。これらの情報は企画管理部を通じ、理事会において定期的に報告されております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、有価証券のうち「債券」、「投資信託」、「預け金」、「貸出金」、及び「預金積金」であります。その他すべてのリスク変数が一定の場合、令和6年3月31日現在の金利が100ベース・ポイント(1.00%)上昇すれば、それぞれの時価は以下のとおり減少するものと把握しております。

(単位：百万円)

	影響額
(1) 有価証券のうち債券	△ 3,197
(2) 預け金	△ 22
(3) 貸出金	△ 348
(4) 預金積金	488
合 計	△ 3,079

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。  
なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

13. 金融商品の時価等に関する事項

令和6年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。  
なお、市場価格のない株式及び組合出資金は、次表には含めておりません(注2)参照)。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預け金(*1)	11,956	11,964	7
(2) 有価証券	44,736	44,737	0
満期保有目的の債券	100	100	0
その他有価証券	44,636	44,636	-
(3) 貸出金(*1)	33,151		
貸倒引当金(*2)	△31		
	33,119	33,110	△9
金融資産計	89,812	89,811	△1
(1) 預金積金(*1)	82,975	82,858	△116
(2) 借入金(*1)	3,300	3,300	-
金融負債計	86,275	86,158	△116

(\*1) 預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(\*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

投資信託は取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、それぞれの貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下、「貸出金計上額」という)。

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を無リスク利子率(または市場金利)で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿簿価)を時価とみなしております。定期性預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の無リスク利子率(または市場金利)で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2) 借入金

借入金については、帳簿価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	0
組合出資金	265
合 計	266

(\*1) 非上場株式及び組合出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

14. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下19.まで同様であります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

	貸借対照表計上額	時価	差額
国債	－百万円	－百万円	－百万円
地方債	－百万円	－百万円	－百万円
社債	－百万円	－百万円	－百万円
その他	100百万円	100百万円	0百万円
小計	100百万円	100百万円	0百万円

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

	貸借対照表計上額	時価	差額
国債	－百万円	－百万円	－百万円
地方債	－百万円	－百万円	－百万円
社債	－百万円	－百万円	－百万円
その他	－百万円	－百万円	－百万円
小計	－百万円	－百万円	－百万円
合計	100百万円	100百万円	0百万円

(3) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	取得原価	貸借対照表計上額	評価差額
株式	－百万円	－百万円	－百万円
債券	9,617百万円	9,813百万円	195百万円
国債	2,117百万円	2,279百万円	162百万円
地方債	－百万円	－百万円	－百万円
社債	7,499百万円	7,533百万円	33百万円
その他	480百万円	609百万円	129百万円
小計	10,097百万円	10,422百万円	325百万円

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	取得原価	貸借対照表計上額	評価差額
株式	－百万円	－百万円	－百万円
債券	34,895百万円	32,571百万円	△2,323百万円
国債	7,241百万円	6,481百万円	△759百万円
地方債	100百万円	99百万円	△0百万円
社債	27,554百万円	25,990百万円	△1,563百万円
その他	1,692百万円	1,642百万円	△50百万円
小計	36,587百万円	34,213百万円	△2,374百万円
合計	46,685百万円	44,636百万円	△2,048百万円

(注) 債券のうち、当組合が保有している社債の発行体であるユニゾホールディングス株式会社は、令和5年4月26日付にて東京地方裁判所に民事再生法に基づく再生手続開始の申立を行い、令和6年3月6日付にて再生計画案が認可決定されました。再生計画案に基づき、基本弁済額をもって貸借対照表価額とし、当初貸借対照表価額との差額を当該事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当初貸借対照表価額 71百万円

減損処理額 30百万円

貸借対照表価額 40百万円

なお、令和6年4月25日付にて基本弁済(40百万円)は実行されております。

15. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

16. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却価額	売却益	売却損
168百万円	30百万円	－百万円	

17. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
債券	4,708百万円	4,564百万円	12,577百万円	20,534百万円
国債	－百万円	－百万円	2,279百万円	6,481百万円
地方債	－百万円	－百万円	99百万円	－百万円
社債	4,708百万円	4,564百万円	10,198百万円	14,052百万円
その他	99百万円	1,384百万円	－百万円	－百万円
合計	4,808百万円	5,949百万円	12,577百万円	20,534百万円

18. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	2百万円
危険債権額	-1百万円
三月以上延滞債権額	-1百万円
貸出条件緩和債権額	169百万円
合計額	171百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 有形固定資産の減価償却累計額 369百万円
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 14百万円
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額 -1百万円
- 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
賞与引当金損金算入限度額超過額	3百万円
退職給付引当金損金算入限度額超過額	35百万円
役員退職慰労引当金損金算入限度額超過額	13百万円
未払事業税	3百万円
その他有価証券評価差額金	553百万円
その他	0百万円
繰延税金資産小計	608百万円
評価性引当額	-1百万円
繰延税金資産合計	608百万円
繰延税金負債	
繰延税金負債合計	-1百万円
繰延税金資産の純額	608百万円
- 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保提供している資産	預け金 1,000 百万円
	有価証券 2,800 百万円
	借入金 3,300 百万円

担保資産に対応する債務  
上記のほか、為替業務に係る取引のために預け金500百万円を担保として提供しております。
- 出資1口当たりの純資産額 6,993円23銭

## 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和4年度	令和5年度	科 目	令和4年度	令和5年度
<b>経 常 収 益</b>	722,034	784,562	経 費	510,521	530,460
資 金 運 用 収 益	683,379	705,157	人 件 費	324,162	319,729
貸 出 金 利 息	217,059	245,492	物 件 費	174,976	198,676
預 け 金 利 息	20,635	10,935	税 金	11,383	12,053
有価証券利息配当金	429,619	434,508	そ の 他 経 常 費 用	4,643	4,626
その他の受入利息	16,064	14,221	貸倒引当金繰入額	4,301	4,620
役務取引等収益	33,310	42,569	株 式 等 売 却 損	-	-
受入為替手数料	9,753	9,663	株 式 等 償 却	-	-
その他の役務収益	23,556	32,905	そ の 他 の 経 常 費 用	341	5
その他業務収益	5,344	6,669	<b>経 常 利 益</b>	168,803	180,865
国債等債券売却益	-	-	<b>特 別 利 益</b>	-	-
国債等債券償還益	-	-	固 定 資 産 処 分 益	-	-
その他の業務収益	5,344	6,669	そ の 他 の 特 別 利 益	-	-
その他経常収益	-	30,166	<b>特 別 損 失</b>	14,445	13,183
貸倒引当金戻入益	-	-	固 定 資 産 処 分 損	14,445	7,783
償却債権取立益	-	-	減 損 損 失	-	-
株式等売却益	-	30,072	そ の 他 の 特 別 損 失	-	5,400
その他の経常収益	-	94	<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>	154,358	167,682
<b>経 常 費 用</b>	553,230	603,697	<b>法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税</b>	44,747	51,993
資 金 調 達 費 用	17,926	15,118	<b>法 人 税 等 調 整 額</b>	▲ 1,414	▲ 5,191
預 金 利 息	15,971	13,585	<b>法 人 税 等 合 計</b>	43,332	46,802
給付補てん備金繰入額	1,512	1,334	<b>当 期 純 利 益</b>	111,025	120,880
借 用 金 利 息	228	-	<b>繰 越 金</b>	43,033	44,630
その他の支払利息	214	198	<b>当 期 未 処 分 剰 余 金</b>	154,058	165,510
役務取引等費用	20,138	23,401			
支払為替手数料	5,872	5,676			
その他の役務費用	14,265	17,725			
その他業務費用	-	30,089			
国債等債券売却損	-	-			
国債等債券償還損	-	-			
国債等債券償却	-	30,089			
その他の業務費用	-	-			

(注)  
1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
2. 出資1口当たりの当期純利益は150円01銭です。

## 剰余金処分計算書

(単位：千円)

区 分	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度
当 期 未 処 分 剰 余 金	154,058	165,510
繰 越 金 ( 当 期 首 残 高 )	43,033	44,630
当 期 純 利 益	111,025	120,880
計	154,058	165,510
上 記 処 分 額	109,428	119,122
利 益 準 備 金	—	—
特 別 積 立 金	100,000	110,000
出 資 に 対 す る 配 当 金	8,176 (年1%の割合)	7,931 (年1%の割合)
事 業 の 利 用 分 量 に 対 す る 配 当 金	1,251 預金利息(100円につき10円の割合)	1,190 預金利息(100円につき10円の割合)
繰 越 金 ( 当 期 末 残 高 )	44,630	46,388

## 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は当組合の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第65期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和6年6月21日

兵庫県医療信用組合

理事長 本 庄 昭

## 会計監査人の監査

当組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておらず、会計監査人を置いておりません。



## 経営指標

### 総資産利益率

(単位：%)

区 分	令和4年度	令和5年度
総資産経常利益率	0.17	0.19
総資産当期純利益率	0.11	0.12

### 預貸率及び預証率

(単位：%)

区 分	令和4年度	令和5年度	
預 貸 率	期中平均残高	31.35	35.92
	期末残高	34.82	39.95
預 証 率	期中平均残高	57.04	57.35
	期末残高	56.00	53.91

### 総資金利鞘等

(単位：%)

区 分	令和4年度	令和5年度
資金運用利回 (A)	0.72	0.76
資金調達原価率 (B)	0.59	0.63
総資金利鞘 (A - B)	0.13	0.13

### 資金運用勘定・調達勘定の平均残高等

(単位：平均残高 百万円、利息 千円、利回 %)

科 目	平均残高	利息	利回		
資金運用勘定	令和4年度	94,652	683,379	0.72	
	令和5年度	92,079	705,157	0.76	
	うち貸出金	令和4年度	26,495	217,059	0.81
	令和5年度	30,165	245,492	0.81	
	うち預け金	令和4年度	19,685	20,635	0.10
	令和5年度	13,487	10,935	0.08	
うち有価証券	令和4年度	48,206	429,619	0.89	
令和5年度	48,160	434,508	0.90		
資金調達勘定	令和4年度	89,040	17,926	0.02	
	令和5年度	86,476	15,118	0.01	
	うち預金積金	令和4年度	84,507	17,483	0.02
	令和5年度	83,963	14,919	0.01	
	うち借入金	令和4年度	4,490	228	0.00
	令和5年度	2,473	—	0.00	
うちその他 (職員預り金)	令和4年度	42	214	0.50	
令和5年度	39	198	0.50		

(注) 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高 (令和4年度88百万円、令和5年度51百万円) をそれぞれ控除して表示しております。

### 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

項 目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	
			目的使用	その他		
一般貸倒引当金	令和4年度	22	23	—	22	23
	令和5年度	23	28	—	23	28
個別貸倒引当金	令和4年度	—	2	—	—	2
	令和5年度	2	2	—	2	2
合 計	令和4年度	22	26	—	22	26
	令和5年度	26	31	—	26	31

### 業務粗利益及び業務純益等

(単位：千円、%)

科 目	令和4年度	令和5年度
資金運用収支	665,452	690,039
資金運用収益	683,379	705,157
資金調達費用	17,926	15,118
役員取引等収支	13,171	19,167
役員取引等収益	33,310	42,569
役員取引等費用	20,138	23,401
その他の業務収支	5,344	▲ 23,419
その他業務収益	5,344	6,669
内訳		
(うち国債等債券売却益)	(—)	(—)
( " 償還益)	(—)	(—)
(金融派生商品収益)	(—)	(—)
(その他の業務収益)	(5,344)	(6,669)
その他業務費用	—	30,089
(国債等債券償却)	(—)	(30,089)
業務粗利益	683,969	685,786
資金運用勘定平残	94,652,821	92,079,228
業務粗利益率	0.72	0.74
業務純益	171,988	150,704
実質業務純益	173,447	155,326
コア業務純益	173,447	185,415
コア業務純益(除く投資信託解約損益)	173,447	185,415

### 役員取引の状況

(単位：千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
役員取引等収益	33,310	42,569
受入為替手数料	9,753	9,663
その他の受入手数料	19,364	28,889
その他の役員取引等収益	4,191	4,015
役員取引等費用	20,138	23,401
支払為替手数料	5,872	5,676
その他の支払手数料	1,537	2,629
その他の役員取引等費用	12,728	15,095

### 経費の内訳

(単位：千円)

項 目	令和4年度	令和5年度
人 件 費	324,162	319,729
報酬給料手当	267,070	257,998
退職給付費用	14,877	14,961
その他	42,214	46,769
物 件 費	174,976	198,676
事務費	81,935	92,745
固定資産費	33,706	33,525
事業費	9,945	11,283
人事厚生費	2,714	4,089
預金保険料	11,784	12,341
減価償却費	34,890	44,691
税金	11,383	12,053
経費合計	510,521	530,460

## 受取利息及び支払利息の増減

(単位：千円)

項目	令和4年度	令和5年度
受取利息の増減	34,401	21,778
支払利息の増減	995	▲ 2,807

## 内国為替取扱実績

(単位：件、百万円)

区分	令和4年度		令和5年度		
	件数	金額	件数	金額	
送金・振込	他の金融機関向け	28,512	34,326	33,571	38,381
	他の金融機関から	48,983	54,263	53,426	48,020

## 有価証券種類別平均残高

(単位：百万円、%)

区分	令和4年度		令和5年度	
	金額	構成比	金額	構成比
国債	8,013	16.6	8,911	18.5
地方債	6	0.0	83	0.1
社債	37,724	78.2	36,777	76.3
株式	0	0.0	0	0.0
その他の証券	2,461	5.1	2,387	4.9
合計	48,206	100.0	48,160	100.0

## 預金種目別平均残高

(単位：百万円、%)

種目	令和4年度		令和5年度	
	金額	構成比	金額	構成比
当座預金	716	0.8	742	0.8
普通預金	32,929	38.9	34,810	41.4
貯蓄預金	103	0.1	82	0.0
通知預金	—	—	—	—
定期預金	46,583	55.1	44,458	52.9
定期積金	2,752	3.2	2,521	3.0
その他	1,421	1.6	1,347	1.6
合計	84,507	100.0	83,963	100.0

## 預金者別預金残高

(単位：百万円、%)

区分	令和4年度		令和5年度	
	金額	構成比	金額	構成比
個人	50,304	61.8	50,401	60.7
法人	31,056	38.1	32,571	39.2
金融機関	4	0.0	0	0.0
公金	1	0.0	1	0.0
合計	81,366	100.0	82,975	100.0

## 定期預金種類別残高

(単位：百万円、%)

区分	令和4年度		令和5年度	
	金額	構成比	金額	構成比
固定金利定期預金	43,912	100.0	44,821	100.0
変動金利定期預金	—	—	—	—
その他の定期預金	—	—	—	—
合計	43,912	100.0	44,821	100.0

## 有価証券、金銭の信託等の取得原価または償却原価、時価及び評価損益

(単位：百万円)

項目	取得原価または償却原価		時価		評価損益	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
有価証券	46,941	46,785	45,571	44,737	▲ 1,370	▲ 2,048
金銭の信託	—	—	—	—	—	—
デリバティブ等 商品	—	—	—	—	—	—

(注) 有価証券の「時価」は、当組合の「有価証券の時価会計に係る規則」にもとづき算出されております。

## 有価証券種類別残存期間別残高

(単位：百万円)

区分	期間の定めのないもの	期間の定め				
		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	
国債	令和4年度	—	—	—	2,339	4,813
	令和5年度	—	—	—	2,279	6,481
地方債	令和4年度	—	—	—	—	—
	令和5年度	—	—	—	99	—
社債	令和4年度	—	3,053	8,261	9,828	14,992
	令和5年度	—	4,708	4,564	10,198	14,052
株式	令和4年度	0	—	—	—	—
	令和5年度	0	—	—	—	—
外国証券	令和4年度	—	—	888	871	—
	令和5年度	—	99	1,384	—	—
その他	令和4年度	519	—	—	—	—
	令和5年度	867	—	—	—	—
合計	令和4年度	519	3,053	9,150	13,039	19,806
	令和5年度	867	4,808	5,949	12,577	20,534



## 有価証券の時価等情報 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

区 分	種 類	令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	100	100	0	100	100	0
	小計	100	100	0	100	100	0
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	—	—	—	—	—	—
合 計	100	100	0	100	100	0	

- (注) 1. 「社債」には、公社公団債、事業債が含まれます。  
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

## その他有価証券

(単位：百万円)

区 分	種 類	令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	12,711	12,398	312	9,813	9,617	195
	国債	2,339	2,119	220	2,279	2,117	162
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	10,371	10,278	92	7,533	7,499	33
	その他	256	249	7	609	480	129
	小計	12,968	12,648	320	10,422	10,097	325
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	30,578	32,199	▲ 1,621	32,571	34,895	▲ 2,323
	国債	4,813	5,212	▲ 398	6,481	7,241	▲ 759
	地方債	—	—	—	99	100	▲ 0
	社債	25,764	26,987	▲ 1,222	25,990	27,554	▲ 1,563
	その他	1,923	1,992	▲ 69	1,642	1,692	▲ 50
小計	32,501	34,192	▲ 1,690	34,213	36,587	▲ 2,374	
合 計	45,470	46,840	▲ 1,370	44,636	46,685	▲ 2,048	

- (注) 1. 「社債」には、公社公団債、事業債が含まれます。  
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

## 貸出金種類別平均残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
手形貸付	890	3.3	1,065	3.5
証書貸付	25,599	96.6	29,094	96.4
当座貸越	6	0.0	5	0.0
合 計	26,495	100.0	30,165	100.0

## 貸出金使途別残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運転資金	7,832	27.6	7,190	21.6
設備資金	20,499	72.3	25,961	78.3
合 計	28,332	100.0	33,151	100.0

## 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位：百万円、%)

区 分		金 額	構 成 比	債務保証見返額
当 組 合 預 金 積 金		194	0.6	—
		194	0.5	—
有 価 証 券		2,400	8.4	—
		2,100	6.3	—
動 産		—	—	—
		—	—	—
不 動 産		15,201	53.6	—
		16,790	50.6	—
そ の 他		15	0.0	—
		11	0.0	—
小 計		17,811	62.8	—
		19,096	57.6	—
信用保証協会・信用保険		2,547	8.9	—
		1,688	5.0	—
保 証		4,080	14.4	—
		4,330	13.0	—
信 用		3,893	13.7	—
		8,036	24.2	—
合 計		28,332	100.0	—
		33,151	100.0	—

## 貸出金金利区分別残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
固定金利貸出	8,163	28.8	7,159	21.5
変動金利貸出	20,169	71.1	25,991	78.4
合 計	28,332	100.0	33,151	100.0

## 貸出金業種別残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
医療・福祉	10,840	38.2	14,248	42.9
そ の 他	17,492	61.7	18,902	57.0
合 計	28,332	100.0	33,151	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## 代理貸付残高の内訳

(単位：百万円、%)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
全国信用協同 組合連合会	—	—	—	—
独立行政法人 福祉医療機構	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—

## 貸出金等の分類

### 協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円、%)

区 分		残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B)+(C)/(A)	引当率 (C)/((A-B))
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和4年度	2	—	2	100.00	100.00
	令和5年度	2	—	2	100.00	100.00
危険債権	令和4年度	—	—	—	—	—
	令和5年度	—	—	—	—	—
要管理債権	令和4年度	154	69	1	45.60	1.74
	令和5年度	169	137	1	82.12	5.12
三月以上延滞債権	令和4年度	—	—	—	—	—
	令和5年度	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和4年度	154	69	1	45.60	1.74
	令和5年度	169	137	1	82.12	5.12
小 計	令和4年度	157	69	4	46.58	4.89
	令和5年度	171	137	4	82.41	12.89
正 常 債 権	令和4年度	28,183				
	令和5年度	32,997				
合 計	令和4年度	28,340				
	令和5年度	33,169				

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
3. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権に該当しないものであります。
6. 「担保・保証額(B)」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。
7. 「貸倒引当金(C)」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
8. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)です。
9. 金額は決算後(償却後)の計数です。

# 自己資本の充実の状況等について

## I. 自己資本の構成に関する開示事項

### 1. 自己資本の構成

(単位：百万円)

項 目	令和4年度	令和5年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員勘定又は会員勘定の額	7,042	7,126
うち、出資金及び資本剰余金の額	805	778
うち、利益剰余金の額	6,245	6,356
うち、外部流出予定額 (▲)	8	9
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	23	28
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	23	28
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	7,066	7,155
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	24	20
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	24	20
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	24	20
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	7,041	7,134
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	55,099	58,163
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	1,277	1,321
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	56,376	59,485
自己資本比率		
自己資本比率 (ハ)/(ニ)	12.49%	11.99%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。  
 なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しております。

## II. 定量的な開示事項

### 1. 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

項 目	令和4年度		令和5年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	55,099	2,203	58,163	2,326
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	55,099	2,203	58,163	2,326
(i) ソブリン向け	401	16	228	9
(ii) 金融機関向け	4,077	163	3,755	150
(iii) 法人等向け	21,913	876	22,055	882
(iv) 中小企業等・個人向け	1,448	57	1,654	66
(v) 抵当権付住宅ローン	746	29	803	32
(vi) 不動産取得等事業向け	3,121	124	3,078	123
(vii) 三月以上延滞等	0	0	0	0
(viii) 出資等	0	0	0	0
出資等のエクスポージャー	0	0	0	0
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(ix) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	265	10	265	10
(xi) その他	23,123	924	26,321	1,052
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
ルック・スルー方式	—	—	—	—
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク	1,277	51	1,321	52
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	56,376	2,255	59,485	2,379

- (注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセットの額×4%  
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。  
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。  
4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。  
5. 「その他」とは、(i)～(x)に区分されないエクスポージャーです。具体的には貸出金、有形固定資産、無形固定資産、その他資産等が含まれます。  
6. オペレーショナル・リスクは、当組合は、基礎的手法を採用しています。  
<オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法>  

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$
  
7. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

## 2. 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

### (1) リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化等により、当組合の資産の価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクのことを言い、信用リスクは当組合が管理すべき重要なリスクであると認識しています。

信用リスクの評価につきましては、当組合では、厳格な自己査定を実施しています。貸倒引当金は自己査定基準、償却引当基準に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については、監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めています。

### (2) 標準的手法が適用されるポートフォリオ

リスクウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下の5機関を採用しています。

Moody's、R&I、JCR、S&P、Fitch

なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

### (3) 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

(単位：百万円)

エクスポージャー区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高									三月以上延滞 エクスポージャー	
			貸 出 金		債 券		デ リ バ テ ィ ブ 取				
	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	
国 内	73,561	78,531	28,340	33,169	45,220	45,362	—	—	—	—	
国 外	1,807	1,506	—	—	1,807	1,506	—	—	—	—	
地 域 別 合 計	75,369	80,037	28,340	33,169	47,028	46,868	—	—	—	—	
製 造 業	9,121	8,620	—	—	9,121	8,620	—	—	—	—	
農 業、林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
建 設 業	300	100	—	—	300	100	—	—	—	—	
電気・ガス・熱供給・水道業	4,309	4,410	—	—	4,309	4,410	—	—	—	—	
情 報 通 信 業	1,709	1,406	—	—	1,709	1,406	—	—	—	—	
運 輸 業、郵 便 業	6,012	5,711	—	—	6,012	5,711	—	—	—	—	
卸 売 業、小 売 業	2,958	2,521	252	518	2,705	2,003	—	—	—	—	
金 融 業、保 険 業	11,523	11,524	4,000	4,000	7,523	7,524	—	—	—	—	
不 動 産 業	6,500	6,326	—	—	6,500	6,326	—	—	—	—	
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
宿 泊 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
飲 食 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
教 育、学 習 支 援 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
医 療、福 祉	2,676	3,059	2,676	3,059	—	—	—	—	—	—	
そ の 他 の サ ー ビ ス	8,666	11,389	8,164	11,188	502	200	—	—	—	—	
そ の 他 の 産 業	3,696	4,814	3,696	4,814	—	—	—	—	—	—	
国・地方公共団体等	8,113	10,164	—	—	8,113	10,164	—	—	—	—	
個 人	9,542	9,570	9,542	9,570	—	—	—	—	—	—	
そ の 他	235	418	8	17	227	400	—	—	—	—	
業 種 別 合 計	75,369	80,037	28,340	33,169	47,028	46,868	—	—	—	—	
1 年 以 下	22,614	30,126	19,557	25,374	3,056	4,752	—	—	—	—	
1 年 超 3 年 以 下	8,971	4,412	1,656	1,307	7,315	3,104	—	—	—	—	
3 年 超 5 年 以 下	4,274	5,485	2,463	2,567	1,810	2,917	—	—	—	—	
5 年 超 7 年 以 下	5,149	7,236	1,738	2,211	3,411	5,024	—	—	—	—	
7 年 超 10 年 以 下	11,988	8,783	2,258	1,074	9,730	7,709	—	—	—	—	
10 年 以 上	21,819	22,999	658	612	21,161	22,386	—	—	—	—	
期 間 の 定 め の な い も の	542	976	—	2	542	973	—	—	—	—	
そ の 他	8	17	8	17	—	—	—	—	—	—	
残 存 期 間 別 合 計	75,369	80,037	28,340	33,169	47,028	46,868	—	—	—	—	

(注) 1. 当組合は、外国債券を保有しているため、国内と国外に区分しております。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には、貸出金の未収利息および債券の上場投資信託を計上しております。

4. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(4) 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

項目	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
その他のサービス	—	2	2	2	—	—	—	2	2	2	—	—
合計	—	2	2	2	—	—	—	2	2	2	—	—

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。  
 2. その他のサービスは個人（事業性）が該当します。  
 3. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(5) リスク・ウェイト区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	令和4年度		令和5年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0 %	—	8,113	—	10,232
10 %	—	2,623	—	1,688
20 %	5,310	15,777	5,911	14,468
35 %	—	2,152	—	2,300
50 %	23,756	2	21,647	2
75 %	—	2,004	—	2,253
100 %	4,011	23,544	3,008	29,210
150 %	71	300	40	300
200 %	—	—	—	—
250 %	—	3,514	—	3,414
その他	—	—	—	—
合計	33,149	58,033	30,608	63,872

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限りです。  
 2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. 信用リスク削減手法に関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置を言い、具体的には、預金担保、有価証券担保、不動産担保、保証、クレジット・デリバティブなどが該当します。当組合では、融資の取り上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、様々な角度から可否の判断をしています。審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただき、ご契約においては適切な取扱に努めています。

信用リスク削減手法として、適格担保として自組合預金積金、上場株式等があり「担保の種類および評価基準」・「保証の種類および評価基準」により、適切な事務取扱並びに適正な評価・管理を行っています。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認のうえ、適切な取扱に努めています。

(2) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	2,572	2,278	—	—	—	—	—	—
(i) ソブリン向け	—	—	—	—	—	—	—	—
(ii) 金融機関向け	2,404	2,103	—	—	—	—	—	—
(iii) 法人等向け	20	50	—	—	—	—	—	—
(iv) 中小企業等・個人向け	51	39	—	—	—	—	—	—
(v) 抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—	—	—
(vi) 不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—	—	—
(vii) 三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—	—	—
(viii) 出資等	—	—	—	—	—	—	—	—
出資等のエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—	—
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—	—
(ix) その他	96	84	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。  
 2. 上記「保証」には、告示（平成18年金融庁告示第22号）第45条（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー）、第46条（株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー）を含みません。



#### 4. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当事項はありません

#### 5. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当事項はありません

#### 6. オペレーショナル・リスクに関する事項

##### (1) リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーショナル・リスクを「事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスク」と定義しています。当組合は、オペレーショナル・リスクによって損失を被るリスクに備えた自己資本の確保が必要であると考えています。

##### (2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法

3年間の平均粗利益の15%であるとした「基礎的手法」を採用します。

#### 7. 出資等エクスポージャーに関する事項

##### (1) リスク管理の方針及び手続の概要

出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、全国信用協同組合連合会への出資金が該当します。

そのうち、上場株式にかかるリスクの認識については時価評価及びVaR並びに株価変動幅（10%）、によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じてALM委員会に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めています。取引にあたっては、当組合が定める、「資金運用規程」、「市場リスク管理規程」、「有価証券の運用方針」に基づいた厳格な運用・管理を行っています。非上場株式、出資金に関しても、適切に運用・管理を行っています。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当組合が定める「有価証券の時価会計に係る規則」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っています。

##### (2) 貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	—	—	—	—
非 上 場 株 式 等	266	266	266	266
合 計	266	266	266	266

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー（いわゆるファンド）のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等を含めて記載しています。

##### (3) 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

項 目	令和4年度	令和5年度
売 却 益	—	—
売 却 損	—	—
償 却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

##### (4) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

項 目	令和4年度	令和5年度
評 価 損 益	—	—

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

##### (5) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

項 目	令和4年度	令和5年度
評 価 損 益	—	—

(注) 「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

## 8. 金利リスクに関する事項

### (1) リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当組合では、「資金運用規程」、「市場リスク管理規程」によりリスク管理を行っています。金利感応資産・負債を対象として金利リスクのモニタリング・分析を行っております。なお、金利リスク計測の頻度は四半期とし、理事会等経営陣へ報告を行うなどリスクコントロールに努めております。

### (2) 金利リスク算定手法の概要

開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta$ EVE（金利ショックに対する現在価値の減少額）及び $\Delta$ NII（金利ショックに対する期間収益の減少額）に関する事項は以下の通りです。

- ①流動性預金への満期の割当て方法は、金融庁が定める保守的な前提を採用しており流動性預金のうち一定額（ア. 過去5年の最低残高、イ. 過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、ウ. 現残高の50%相当額、以上ア～ウのうち最小の額を上限）をコア預金と認識しています（平均満期2.5年）。流動性預金全体の満期については、平均満期が1.25年、最長3年の取引として金利リスクを計測しています。
- ②固定金利貸出（住宅ローン）の期限前返済および定期性預金の早期解約については、金融庁が定める保守的な前提を用いています。
- ③銀行勘定の金利リスク（IRRBB）算出にあたり、割引金利にスプレッドを考慮していません。
- ④ $\Delta$ EVE及び $\Delta$ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提や内部モデルは使用していません。
- ⑤前事業年度末の開示からの変動に関して、 $\Delta$ EVEの最大値は2,803百万円（前期末比 $\Delta$ 192百万円） $\Delta$ NIIの最大値は44百万円（前期末比+20百万円）となりました。
- ⑥自己資本の額や有価証券評価益を鑑みて、健全性については問題ありません。
- ⑦統合的リスク管理ではVaRで計測される金利リスク量がリスク配賦資本の範囲内におさまっているかどうかモニタリングし月次でALM委員会、リスク管理委員会に報告しています。VaRは信頼区間99.0%、保有期間6ヶ月としモンテカルロ法（預金・預け金・貸出金）、分散共分散法（有価証券）にて算出しています。

（単位：百万円）

銀行勘定の金利リスク（IRRBB）		$\Delta$ EVE		$\Delta$ NII	
		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方パラレルシフト	2,995	2,803	24	44
2	下方パラレルシフト	0	0	1	9
3	スティープ化	2,753	2,699		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	2,995	2,803	24	44
		前期末		当期末	
8	自己資本の額	7,041		7,134	

## III. 定性的な開示事項

### 1. 自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。なお、当組合の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体	兵庫県医療信用組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	778百万円

## 兵庫県医療信用組合のあゆみ

- S35. 3 組合設立・新開地本通り藤田興業の3階で開設 組合員673名  
西庵久楠氏が初代組合長に就任
- S35. 8 医療金融公庫委託業務取扱開始
- S36. 4 組合事務所を生田区楠町3丁目42番地2へ新築移転
- S37. 1 神戸市公金受入れ事務取扱開始・株式払込事務取扱開始
- S38. 1 兵庫県診療報酬支払基金の受入金融機関の指定を受ける
- S39. 3 尼崎支店開設（尼崎市東難波町2-5-30）
- S40. 6 姫路支店開設（姫路市東呉服町20）
- S42. 10 安本和夫氏が二代目の組合長に就任
- S44. 12 西宮支店開設（西宮市江上町3-40）
- S47. 11 渡邊一九氏が三代目の組合長に就任
- S49. 10 尼崎支店移転（尼崎市水堂町3-15-20）
- S51. 12 姫路支店移転（姫路市本町85-7）
- S54. 1 国民金融公庫の代理業務開始
- S56. 3 本店を中央区楠町3丁目4番15号へ新築移転
- S59. 5 中田富士男氏が四代目の組合長に就任
- S62. 5 信組共同センター加盟によるオンラインシステム取扱開始
- H2. 3 創立30周年記念式典開催
- H2. 11 田野良雄氏が五代目の組合長に就任
- H5. 11 濱西壽三郎氏が六代目の組合長に就任
- H8. 4 西宮支店移転（西宮市池田町13-2）
- H11. 6 長谷川茂氏が七代目の組合長に就任
- H14. 6 石戸 力氏が八代目の組合長に就任
- H16. 8 ホームページ開設
- H17. 6 橋本章男氏が九代目の組合長に就任
- H20. 6 瀧谷泰博氏が十代目の組合長に就任
- H21. 4 組合内ネットワークシステムの構築
- H21. 9 創立50周年記念式典開催
- H22. 6 竹政順三郎氏が十一代目の組合長に就任
- H24. 11 本店を現住所（中央区磯上通3-2-17）へ新築移転
- H26. 5 姫路支店移転（姫路市下寺町43 姫路商工会議所新館内）
- H30. 6 本庄昭氏が十二代目の理事長に就任
- R2. 3 創立60周年
- R2. 8 貸出金200億円達成
- R2. 9 組合員5,000名達成
- R3. 7 預金量800億円達成
- R4. 2 姫路支店移転（姫路市西今宿1-3-34 姫路市医師会館南館）
- R5. 9 貸出金300億円達成

# 索引

（ 各開示項目は、下記のページに記載しております。なお、※印は、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」で規定されております法定開示項目です。 ）

項 目		ページ	項 目		ページ
	ごあいさつ	1	43	貸出金業種別残高・構成比 ※	22
	〔概況・組織〕		44	預貸率（期末・期中平均） ※	19
1	事業方針	2	45	代理貸付残高の内訳	22
2	事業の組織 ※	5		〔有価証券に関する指標〕	
3	役員一覧 ※	5	46	商品有価証券の種類別平均残高 ※	該当なし
4	会計監査人の氏名又は名称 ※	該当なし	47	預証率（期末・期中平均） ※	19
5	店舗一覧 ※	6	48	有価証券の種類別平均残高 ※	20
6	自動機器設置状況	6	49	有価証券種類別残存期間別残高 ※	20
7	地区一覧	6	50	有価証券の評価 ※	20
8	組合員数	6	51	有価証券の時価等情報	21
	〔主要事業内容〕			〔経営管理体制に関する事項〕	
9	主要な事業の内容 ※	12～13	52	法令遵守の体制 ※	8
10	信用組合の代理業者 ※	該当なし	53	リスク管理体制 ※	8～9
	〔業務に関する事項〕		54	苦情処理措置および紛争解決措置の内容 ※	11
11	事業の概況 ※	7		〔財産の状況〕	
12	経常収益 ※	7	55	貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書 ※	14～18
13	経常利益 ※	7	56	財務諸表の適正性及び内部監査の有効性	18
14	当期純利益 ※	7	57	会計監査人による監査 ※	18
15	出資総額、出資総口数 ※	7		協金法開示債権（リスク管理債権）及び 金融再生法開示債権の保全・引当状況	
16	純資産額 ※	7	58	(1) 破綻先債権 ※	23
17	総資産額 ※	7		(2) 延滞債権	
18	預金積金残高 ※	7		(3) 3ヶ月以上延滞債権	
19	貸出金残高 ※	7		(4) 貸出条件緩和債権	
20	有価証券残高 ※	7	59	貸倒引当金（期末残高・期中増減額）※	19
21	単体自己資本比率 ※	7	60	貸出金償却の額 ※	27
22	出資配当金 ※	7	61	有価証券、金銭の信託等の評価 ※	20
23	職員数 ※	7		〔自己資本比率規制に関する事項〕	
	〔主要義務に関する指標〕		62	自己資本の構成（自己資本比率明細）※	24
24	業務粗利益および業務粗利益率 ※	19	63	自己資本の充実度に関する事項 ※	25
25	業務純益 ※	19		信用リスクに関する事項（リスクウェイトの みなし計算が適用されるエクスポージャー及 び証券化エクスポージャーを除く）	26
26	実質業務純益 ※	19	64	信用リスク削減手法に関する事項 ※	27
27	コア業務純益およびコア業務 純益（除く投資信託解約損益） ※	19	65	派生商品取引及び長期決済期間取引の 取引相手のリスクに関する事項 ※	28
28	資金運用収支・役務取引等収支 およびその他の業務収支 ※	19	66	証券化エクスポージャーに関する事項 ※	28
29	資金運用勘定・資金調達勘定の 平均残高等、利回り、総資金利鞘 ※	19	67	オペレーショナル・リスクに関する事項 ※	28
30	受取利息、支払利息の増減 ※	20	68	出資等エクスポージャーに関する事項 ※	28
31	役務取引の状況	19	69	金利リスクに関する事項 ※	29
32	その他業務収益の内訳	19	70	自己資本調達手段の概要	29
33	経費の内訳	19	71	〔その他の業務〕	
34	総資産経常利益率 ※	19	72	内国為替取扱実績	20
35	総資産当期純利益率 ※	19		〔その他〕	
	〔預金に関する指標〕		73	沿革・歩み	30
36	預金種目別平均残高 ※	20	74	総代会について	3
37	預金者別預金残高	20	75	報酬体系について	9
38	定期預金種類別残高 ※	20		〔地域貢献に関する事項〕	
	〔貸出金等に関する指標〕		76	中小企業の経営改善及び地域の 活性化のための取組状況 ※	10
39	貸出金種類別平均残高 ※	22		77 経営者保証に関するガイドラインへの対応 ※	10
40	貸出金金利区分別残高 ※	22	78	お客さま本位の業務運営に関する基本方針	11
41	担保種類別貸出金残高 及び債務保証見返額 ※	22			
42	貸出金使途別残高 ※	22			



医師・歯科医師・薬剤師専門の金融機関

兵庫医療信用組合

本店営業部



〒651-0086  
神戸市中央区磯上通3丁目2番17号  
TEL:(078)241-5201  
FAX:(078)241-5210

尼崎支店



〒661-0012  
尼崎市南塚口町4丁目4番8号  
ハーティ21内  
TEL:(06)6426-6288  
FAX:(06)6428-2777

姫路支店



〒670-0061  
姫路市西今宿1丁目3番34号  
姫路市医師会館南館内  
TEL:(079)257-0177  
FAX:(079)257-0178

西宮支店



〒662-0911  
西宮市池田町13番2号  
西宮医療会館内  
TEL:(0798)36-1010  
FAX:(0798)33-1484